# 令和6年度いわて市町村行財政コンサルティング実施結果

# 1 事業内容

本事業は、市町村の行財政運営上の課題を分析・明確化し、県と市町村との認識共有を図るとともに、課題解決に向けた市町村の取組方針の確認と必要な助言等を行うことを目的として実施しています。

令和6年度は、地方公営企業の経営強化など市町村が重点的に取り組むべき個別の課題が増えてきていることを踏まえ、特定課題を有する市町村に対し以下のとおり課題別重点診断を行いました。

# 〔重点診断の区分・内容〕

診断区分		内容	対象市町村の選定方法
⋘会≘会业店	行政分野	行政分野の運営上の課題全般について総合的に分析・助言	
総合診断	財政分野	財政分野の運営上の課題全般について総合的に分析・助言	県による選定又は公募
課題別重点診断		特定課題について重点的に分析・助言	

# 2 重点診断の対象市町村と支援テーマ

令和6年度においては、令和5年度に課題別重点診断を実施した市町村のうち、取組の継続が必要な市町村を含む、下記の市町村を重点診断の対象として選定しました。

市町村名	診断区分	支援テーマ
奥州市	課題別重点診断	経営戦略(水道事業)の改定
田野畑村	課題別重点診断	経営戦略(水道事業)の改定
田野畑村	課題別重点診断	震災復興特別交付税の精算

# 3 支援の内容

# (1) 奥州市に対する支援(経営戦略(水道事業)の改定)

# ① 支援テーマの設定背景

総務省より令和2年度までの策定を求められていた経営戦略について、策定後は、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要であるとされており、令和7年度までの改定が求められているところです。

この改定に当たっては、人口減少、施設更新費用、物価上昇等の状況を的確に反映させるほか、収支を維持する上で必要となる経営改革(広域化、民間活用・効率化等)の検討結果も盛り込む必要があるとされているところです。

奥州市は、今後の水道事業経営において広域化は有効な手段と考え、具体的な取組を行うための検討に対する支援について希望があったことから、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(公営企業経営アドバイザー派遣事業)を活用し、支援を行いました。

# ② 支援の内容

令和6年度においては、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、アドバイザーである菊池 明敏氏から、4回に渡って、現状の課題の分析や広域化の検討に向け、助言をいただきました。

#### 〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容	
1	6/4	経営状況の分析、課題抽出	
2	7/5	広域化の検討に向けた助言(有収率の分析、向上策)	
3	8/8	広域化の検討に向けた助言(稼働率の効率化)	
4	10/29	広域化の検討に向けた助言(会計別財政状況、経営分析)	

### ③ 支援の成果と来年度の取組

支援対象とした事業については、経営状況の分析を行った上で、アドバイザーから必要な助言等をいただき、広域化の検討などの経営改善に向けた今後の取組の方向性を確認することができました。 令和7年度以降も、広域化の検討状況等に応じて、必要な支援を講じていきます。

# (2) 田野畑村に対する支援(経営戦略(簡易水道事業)の改定)

# ① 支援テーマの設定背景

総務省より令和2年度までの策定を求められていた経営戦略について、策定後は、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要であるとされており、令和7年度までの改定が求められているところです。

この改定に当たっては、人口減少、施設更新費用、物価上昇等の状況を的確に反映させるほか、収支を維持する上で必要となる経営改革(広域化、民間活用・効率化等)の検討結果も盛り込む必要があるとされているところです。

田野畑村においても、改定に向けた取組を進めてきましたが、改定業務を行う担当職員の不足等の課題があり、経営戦略の改定支援について希望があったことから、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(公営企業経営アドバイザー派遣事業)を活用し、支援を行いました。

#### ② 支援の内容

令和6年度においては、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、アドバイザーである菊池 明敏氏から、4回に渡って、現状の課題の分析や経営戦略の改定に向け、助言をいただきました。

#### [実施状況及び内容]

回数	日程	実施内容
1	6/13	経営状況の分析、課題抽出
2	7/10	経営戦略の改定に向けた助言(有収率、ダウンサイジング等)
3	8/20	経営戦略の改定に向けた助言(料金改定、料金業務包括委託等)
4	9/10	経営戦略の改定に向けた助言(経営状況及び経営戦略の方向性)

### ③ 支援の成果と来年度の取組

支援対象とした事業については、経営状況の分析を行った上で、アドバイザーから必要な助言等を いただき、経営戦略の改定作業の基本方針を設定することができました。令和7年度以降も、経営戦 略の見直し等の状況に応じて、必要な支援を講じていきます。

#### (3) 田野畑村に対する支援(震災復興特別交付税の精算)

# ① 支援テーマの設定背景

震災復興特別交付税は、年2回(9月、3月)の交付時期に合わせ、市町村において、算定事務(6~8月、12~2月)を実施しています。その制度上、事業の繰越が行われた場合等に、後年度に精算が生じることを加味して、過大過少算定制度(精算制度)が設けられており、精算制度によって、きめ細かい算定を行うことができる一方、国予算計上年度毎、市町村予算執行年度毎に様式を整理して精算を行う必要があります。

田野畑村では、数多くの復興事業に取り組んだことから、それらの事業の完了に伴い、震災復興特別交付税の精算が必要な状況にありました。精算作業の精度を高め、的確に今後の震災復興特別交付税の算定に反映させるため、市町村課と連携して精算作業に取り組むこととしました。

# ② 支援の内容

平成23年度以降に実施した事業の精算に向けて、令和6年11月から令和7年1月にかけて、村では、事業担当課から根拠書類を収集、震災復興特別交付税の算定様式を作成し、市町村課において、提出された算定様式の精査、確認表と根拠資料の確認作業を行いました。

# 〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容	
ı	11~1月	・ 震災復興特別交付税における過大過少算定額の整理・確認作業 (村において根拠資料の収集・算定様式の作成を行ったのち、県において、村から提供された資料の確認作業を当該期間に随時行ったもの。)	

# ③ 支援の成果と来年度の取組

今年度の取組により、村の震災復興特別交付税対象事業のうち、精算が必要な事業の概ね 7 割程度 (今年度の取組以前に精算を進めていた事業を含む)の精算・確認事務が進み、過大過少算定が生じ た事業については、令和6年度の震災復興特別交付税(3月交付分)の算定において、過大過少算定 額を計上し、精算を行いました。令和7年度においても、引き続き、必要な精算を進めるため、村の 取組を支援していきます。